

(一財)自治総合センター「コミュニティ助成事業」

●よくあるお問い合わせ

※(一財)自治総合センターが作成している実施要綱及び留意事項等を参考に作成しています。

【全般】

Q:申請1件の下限が100万円以上となっているが、複数の備品を組み合わせでの購入が可能か。

A:実施事業に必要な備品の合計金額での申請となりますので、複数の備品を組み合わせでの購入が可能です。

Q:前年度申請したが採択されなかった。事業が採択されなかった理由が知りたい。

A:審査は、自治総合センターが行います。よって申請した事業が採択されるかについて、総社市ではわからないため、問い合わせ等にはお答えできません。

Q:土地を要する事業を実施する場合、抵当権設定がされていても対象となるか。

A:土地を要する事業を実施する場合、留意事項の第1の1(9)⑤に該当するものは対象外となります。

・登記簿謄本の権利部(乙区)に抵当権等の権利関係が付着しているもの(含む抹消登記未済)。なお、事業実施後に抵当権等が付着することが無いようにしてください。

・相続手続き未済のもの。

・所有者全員の承諾書等が得られないもの。

【備品の保管場所】

Q:備品の保管場所を個人宅の倉庫とすることは可能か。

A:備品の保管場所を個人宅の倉庫にした場合、留意事項の第1の1(9)④の「住民個人宅に設置されるもの」に該当し対象外となります。

Q:備品の保管場所の許可は事前に必要か。

A:申請の際には必要ないが、実績の報告の際には、使用許諾に関する書類の提出が必要となります。

【物置、簡易倉庫】

Q:既に所有している備品の収納のため、倉庫を購入することが可能か。

A:留意事項の別紙1(参考①)の対象となるものとして「同時に整備する備品を保管する目的に限る」とあるため、既に所有している備品の収納目的での購入は対象となりません。

Q:倉庫の購入した場合、組立費用などは助成対象となるか。

A:配送組立設置などの付随費用は対象となります。

※ただし、基礎工事(アンカー工事を含む)の必要な倉庫等は対象外となります。

Q:倉庫等の大きさに制限はあるか。

A:明確な基準はないが、同時に購入する備品の大きさを10㎡未満を目安としてください。

【草刈り機】

Q:草刈り機について、自走式の大型草刈り機も対象になるか。

A:大規模な整備を目的とした乗用式草刈り機は対象外となるが、手持ち式や自走式の草刈り機については対象となります。

【防災・防犯】

Q:防災を目的とした発電機やテント等の備品は対象となるか。

A:本助成事業は、防災目的の備品は対象外です。

Q:防犯カメラの購入と設置は対象となるか。

A:防犯カメラについては対象外です。

【提出書類について】

Q:備品のカタログについては、カラーコピーが必要か。

A:原則、カラーでの提出をお願いします。補助対象となるすべての備品について必要です。